二　資質向上の方法

普及指導員に対する研修の実施に当たっては、国と都道府県との役割分担を踏まえ、経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修体系を策定するとともに、計画的にＯＪＴ（業務の遂行の過程内において行う教育訓練）を行うほか、国が行う研修を活用するものとする。また、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、普及指導員の経験者等と連携するものとする。

このほか、調査研究の実施及びその成果の共有を図る取組を、普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五　普及指導活動の方法に関する基本的事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　普及指導活動の重点化等

普及指導活動の課題については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するものとする。

また、普及指導活動の対象者については、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営及びその集団、新規就農者、農業へ新規に参入する者並びに経営参画に意欲的な女性農業者に重点化するものとする。

なお、これらの普及指導活動の重点化を図る一方、普及指導員及び市町村、農業委員会、農業協同組合等の地域の関係機関全体として、地域農業の発展等に向けた取組を進めるため、関係機関との連携を確保し、農業協同組合が行う営農指導をはじめ、各関係機関が担うべき分野を明確にした上で適切に役割分担を行うよう努めるものとする。

その際、普及指導員及び地域の関係機関を中心として構成される普及事業推進のための協議会等の活用に努めるものとする。

二　普及指導計画の策定と評価

協同農業普及事業の実施に関する方針に即して、普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図りつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

また、その成果について客観的な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めるものとする。

三　調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努めるものとする。

四　試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化

都道府県試験研究機関等（法第四条に規定するものをいう。）、普及指導員及び農業者研修教育施設の一体的な取組の充実強化に努めるものとする。

また、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等を含め、技術シーズを有する多様な者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携に努めるものとする。

五　民間等との連携の強化

民間の活力を最大限に活用するため、各地域の実情に応じて、普及指導協力委員制度の利用等により、民間の専門家、地域において先導的な役割を担う農業者の協力を得るよう努めるものとする。

また、農業に関する技術指導に取り組む民間企業等の多様な者との連携の強化に努めるものとする。

六　行政施策の活用支援等

普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、補助事業、制度資金等の行政施策の農業者等（農業を担うべき者を含む。）による活用の支援に努めるものとする。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

七　普及指導センターの運営

普及指導センターについては、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点の場としての機能が十分に発揮されるよう、その整備に努めるものとする。

また、所属する普及指導員の組織的な一体性が確保されるとともに、名称が普及指導センター等でない場合には農業者等に普及指導センターであることが分かるよう配慮するものとする。

八　研修教育の充実強化

農業者研修教育施設については、農業を担うべき者に対して、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育及び職業訓練を行う中核的な機関として、その研修教育等の内容の充実強化を図るよう努めるとともに、研修教育等が効率的に行われるよう、他の教育機関との連携に努めるものとする。

また、農業者に対して、農業の技術及び経営方法に関する専門的かつ体系的な研修教育を行う機関としての役割を果たすよう努めるものとする。

このほか、普及指導員、農業者研修教育施設、都道府県青年農業者等育成センター等が連携して新規就農者に対する就農の前後にわたる継続的な支援に努めるものとする。

なお、地域においては、市町村、農業協同組合及び先導的な役割を担う農業者の協力を得ることにより、農業を担うべき者を支援する体制の整備に努めるものとする。

第六　その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

一　都道府県間の連携の強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

なお、国は、これらの取組が円滑に進むよう、都道府県間の連携体制の構築に取り組むものとする。

二　他産業に関する指導機関との連携の確保

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意するものとする。

三　農業に関する教育への協力

国民の我が国農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行うよう努めるものとする。

○国土交通省告示第三百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	道路の区域 区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋亀山線	名古屋市緑区大高町字水主池一番一から同市名東区猪高町大字高針字牧名七〇番三まで	最大二六五	一二、六八九
		小大二〇五	

○国土交通省告示第三百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	道路の区域 区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋神戸線	三重県三重郡八郷町大字川北字潤田三番地六九七番地一から同県三重郡菰野町大字三まで	最大一二三	一二、八一一
		小大三三	